

令和元年度 石油コンビナート等における
自衛防災組織の技能コンテスト審査要領

1 審査者について

審査者は、消防庁特殊災害室の職員とする。

なお、現地審査には、審査長 1 名、審査補助者 1 名の計 2 名が出向き、競技の進行等を行うものとする。

2 審査者所掌事務について

(1) 審査長は、競技全体の進行を行うとともに、審査事務全般を掌握する。

(2) 審査補助者は、競技の計時を行うとともに、審査長を補助する。

3 審査の範囲、内容、採点方式について

審査方法については、ビデオ審査とし、現地審査時に撮影した競技映像を採点するものとする。

(1) 審査範囲

ア 行動審査

開始報告から終了報告までの間とする。

イ 計時審査

審査長の「操作はじめ」の号令の「め」から、審査長が高所放水車（大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。）の継続的な放水を確認し、旗を上げるまでの時間とする。

(2) 審査内容・採点方式

ア 行動審査

行動審査項目(ア)から(オ)の 5 項目について、減点方式により採点する。

別紙審査票に基づき、現地審査時に撮影した競技映像を確認し採点を行い、「行動審査点」とする。(※100 点配分)

<行動審査項目>

(ア)	各隊員等の安全管理
(イ)	中隊長を中心とした連携活動
(ウ)	正確で確実な操作及び活動
(エ)	使用機械器具の精通及び愛護
(オ)	士気、規律

イ 計時審査

所要標準時間を、5 分 00 秒とし、所要標準時間を超えた場合には、次表のとおり、減点を行い、計時審査点とする。(※50 点配分)

所要時間	減点点数
5分00秒以内（所要標準時間）	減点なし
5分00秒を超え5分15秒以内	10点減点
5分15秒を超え5分30秒以内	20点減点
5分30秒を超え5分45秒以内	30点減点
5分45秒を超え6分00秒以内	40点減点
6分00秒を超える	50点減点

(3) 競技撮影方法

- ア 記録は家庭用ビデオカメラ等（以下「カメラ」という。）により撮影された動画及び音声とする。
- イ 撮影は合計4台のカメラで実施するものとし、配置等にあつては別図1-1、1-2、又は別図2-1、2-2のとおりとする。ただし、設置場所の周囲の状況等から別図1-1、1-2、又は別図2-1、2-2のとおり設置することが困難な場合は、死角が発生しないような位置関係に設置してもよい。
- ウ 別図1-1、1-2、又は別図2-1、2-2に示した各カメラの担当範囲、または当該担当範囲内において使用する車両、消火栓及び資機材等、その取扱いにかかる隊員の動きが直近のカメラ映像で確認できない場合は、減点の対象とする。
- エ カメラはそれぞれ三脚等により常時固定し撮影するものとする。
- オ 4台のカメラにより撮影される4種類の動画は、開始報告前の中隊長の「集まれ」の号令から終了報告後の解散までを通して、かつ同時に撮影したものとする。
- カ 解像度はVGA（640×480）～HD（1920×1080）で撮影したものとする。

4 失格

審査長が著しく危険であると判断した場合や、競技の続行が不可能と認められる場合は、競技を中止する。

5 順位の決定

- (1) 行動審査点及び計時審査点の合計点の多い順に、順位の決定を行うものとする。
- (2) 上記(1)で同点の場合は、計時審査の所要時間の短いものを上位とする。

6 異議の申立

審査の結果等については、一切の異議の申立をすることはできない。

※下線部は、本年度変更箇所

<<審査票>>

別紙

減点方式

防災組織名: _____

パターン	行動審査項目	減点	回数	小計	【計時時間】	行動審査項目	減点	回数	小計	【計時時間】	
A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F ・ G	(ア)各隊員等の安全管理	車両の安全管理不備	3			(ウ)正確で確実な操作及び活動	操作確認不備「指差・呼称」	2			
		アウトリガー・ジャッキ安全管理不備	3				前方車両取扱い不適	2			
		車両への乗降に伴う安全管理不備	3				後方車両取扱い不適	2			
		使用器具等の安全管理不備	3				実際の災害に即してない活動	2			
		隊長による安全管理体制の不備	3				(エ)使用機械器具の精通及び愛護	器具の投げ捨て	1		
		放水塔伸長時、伸長後の塔体下部移動	3					器具の踏みつけ	1		
		その他の安全管理不備	2					器具の蹴飛ばし	1		
	(イ)中隊長を中心とした連携活動	隊長下命不備	2			器具の落下		1			
		隊員等報告不備	2			ホース取扱い不適		1			
		任務分担外活動(中隊長、機関員を除く)	2			器具のその他の取扱い不適		1			
		隊長指揮位置不適	2			(オ)士気・規律	転倒	2			
	下命外行動	2			号令等の誤り		1				
					その他士気・規律の不備		1				

計時	
計時審査 (B) 持点50	
~5:00 5:01~5:15 5:16~5:30 5:31~5:45 5:46~6:00 6:01~	
【 (50) (40) (30) (20) (10) (0) 】	

行動審査点 (A) 持点100
100

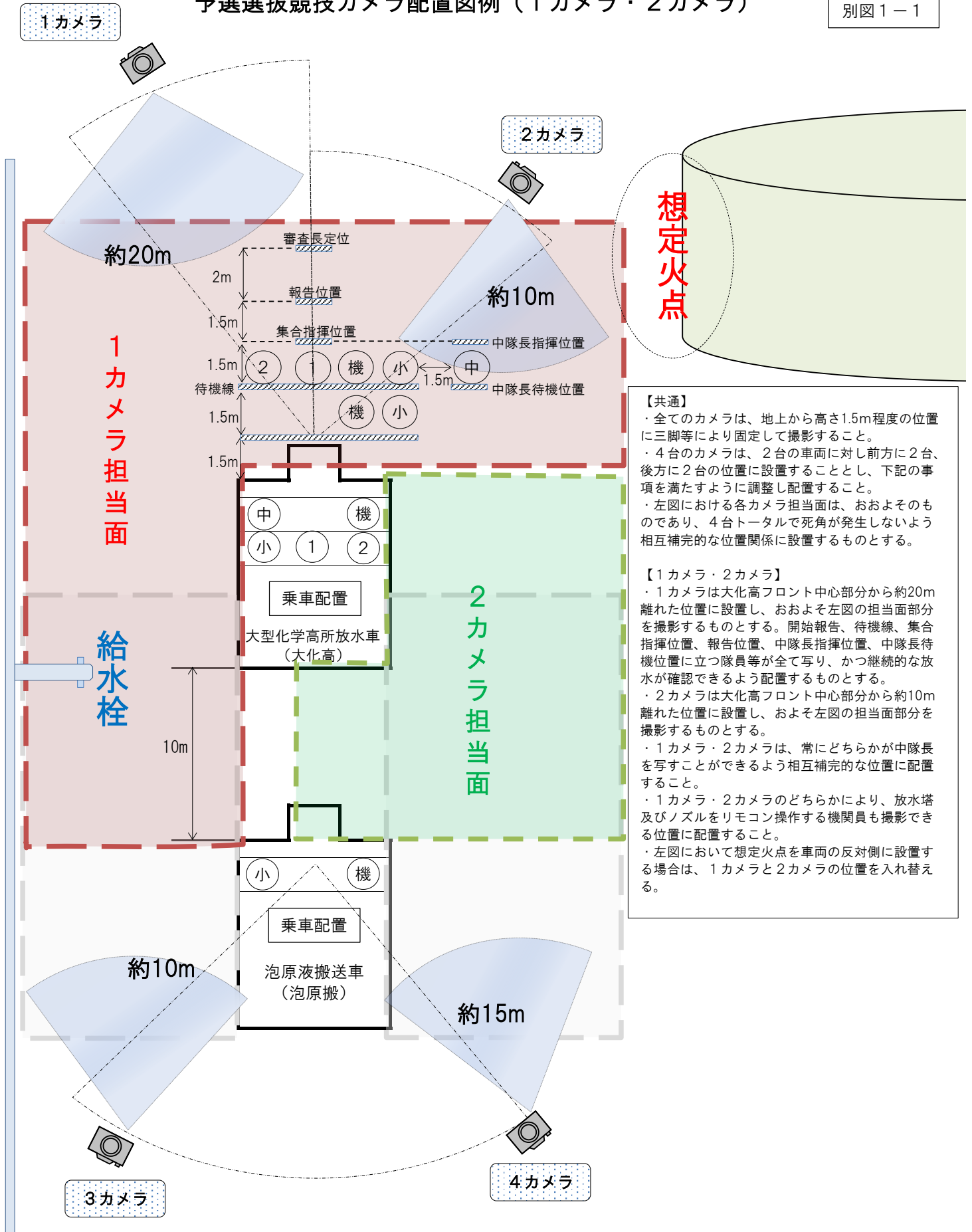
減点(合計)

行動審査点

総合審査 (A+B)

予選選抜競技カメラ配置図例（1カメラ・2カメラ）

別図1-1



【共通】

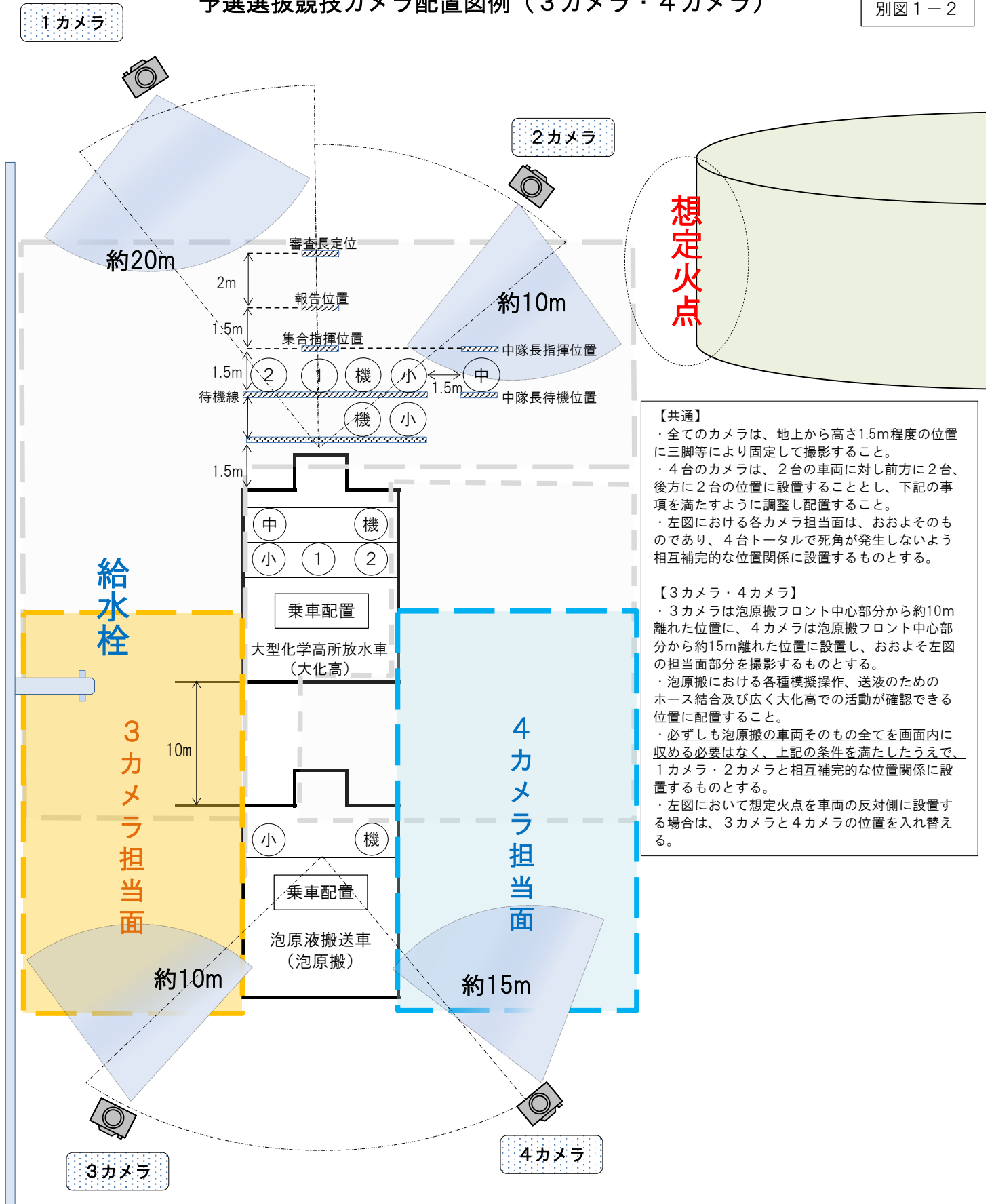
- ・全てのカメラは、地上から高さ1.5m程度の位置に三脚等により固定して撮影すること。
- ・4台のカメラは、2台の車両に対し前方に2台、後方に2台の位置に設置することとし、下記の事項を満たすように調整し配置すること。
- ・左図における各カメラ担当面は、おおよそのものであり、4台トータルで死角が発生しないよう相互補完的な位置関係に設置するものとする。

【1カメラ・2カメラ】

- ・1カメラは大化高フロント中心部分から約20m離れた位置に設置し、おおよそ左図の担当面部分を撮影するものとする。開始報告、待機線、集合指揮位置、報告位置、中隊長指揮位置、中隊長待機位置に立つ隊員等が全て写り、かつ継続的な放水が確認できるよう配置するものとする。
- ・2カメラは大化高フロント中心部分から約10m離れた位置に設置し、おおよそ左図の担当面部分を撮影するものとする。
- ・1カメラ・2カメラは、常にどちらかが中隊長を写すことができるよう相互補完的な位置に配置すること。
- ・1カメラ・2カメラのどちらかにより、放水塔及びノズルをリモコン操作する機関員も撮影できる位置に配置すること。
- ・左図において想定火点を車両の反対側に設置する場合は、1カメラと2カメラの位置を入れ替える。

予選選抜競技カメラ配置図例（3カメラ・4カメラ）

別図1-2



【共通】

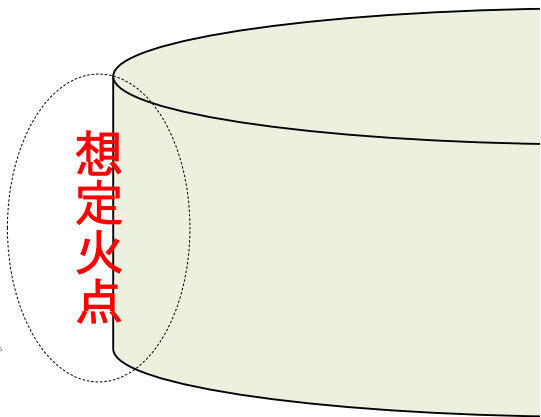
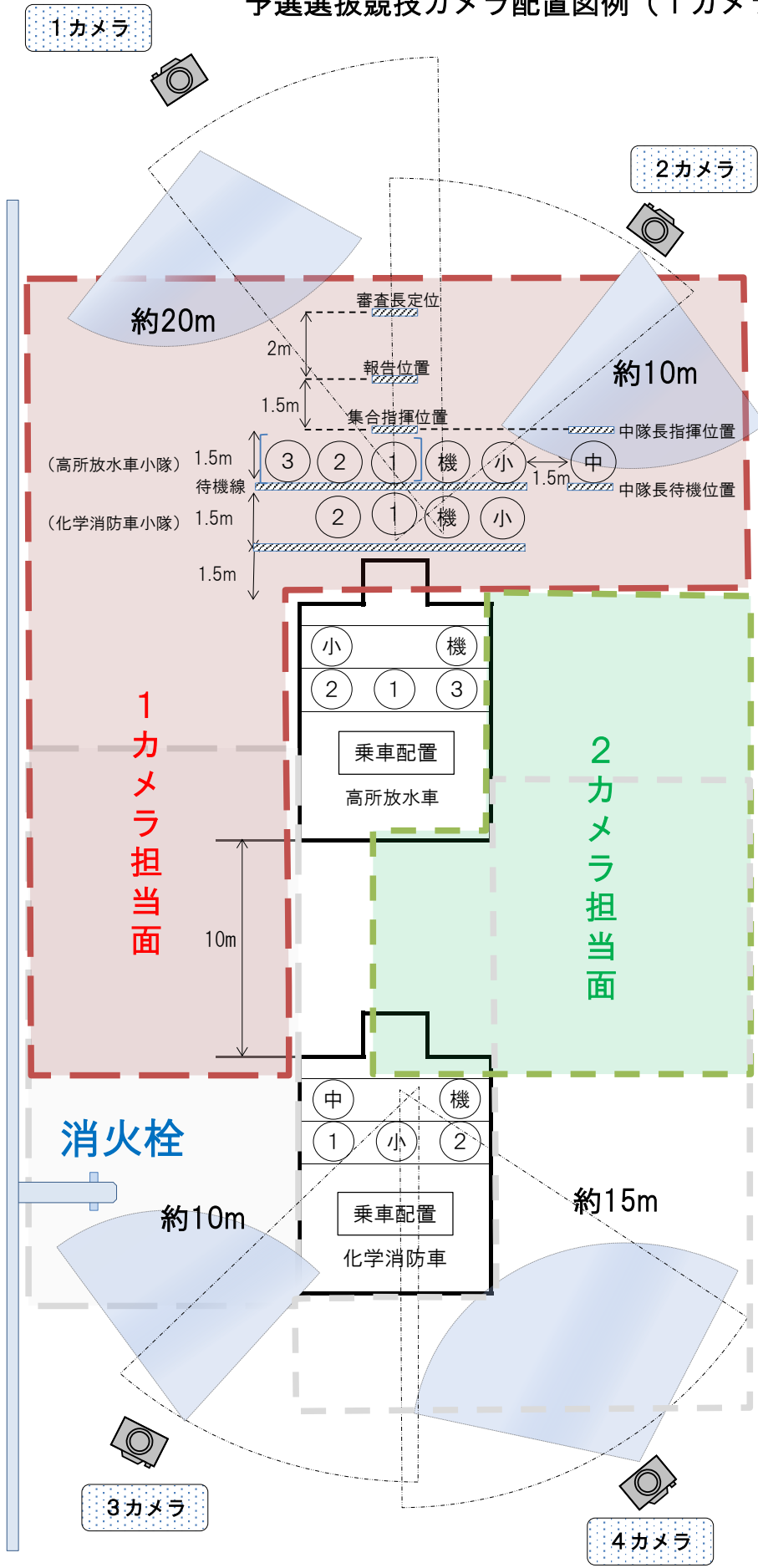
- ・全てのカメラは、地上から高さ1.5m程度の位置に三脚等により固定して撮影すること。
- ・4台のカメラは、2台の車両に対し前方に2台、後方に2台の位置に設置することとし、下記の事項を満たすように調整し配置すること。
- ・左図における各カメラ担当面は、おおよそのものであり、4台トータルで死角が発生しないよう相互補完的な位置関係に設置するものとする。

【3カメラ・4カメラ】

- ・3カメラは泡原搬フロント中心部分から約10m離れた位置に、4カメラは泡原搬フロント中心部分から約15m離れた位置に設置し、おおよそ左図の担当面部分を撮影するものとする。
- ・泡原搬における各種模擬操作、送液のためのホース結合及び広く大化高での活動が確認できる位置に配置すること。
- ・必ずしも泡原搬の車両そのものを画面内に収める必要はなく、上記の条件を満たしたうえで、1カメラ・2カメラと相互補完的な位置関係に設置するものとする。
- ・左図において想定火点を車両の反対側に設置する場合は、3カメラと4カメラの位置を入れ替える。

予選選抜競技カメラ配置図例（1カメラ・2カメラ）

別図2-1



【共通】

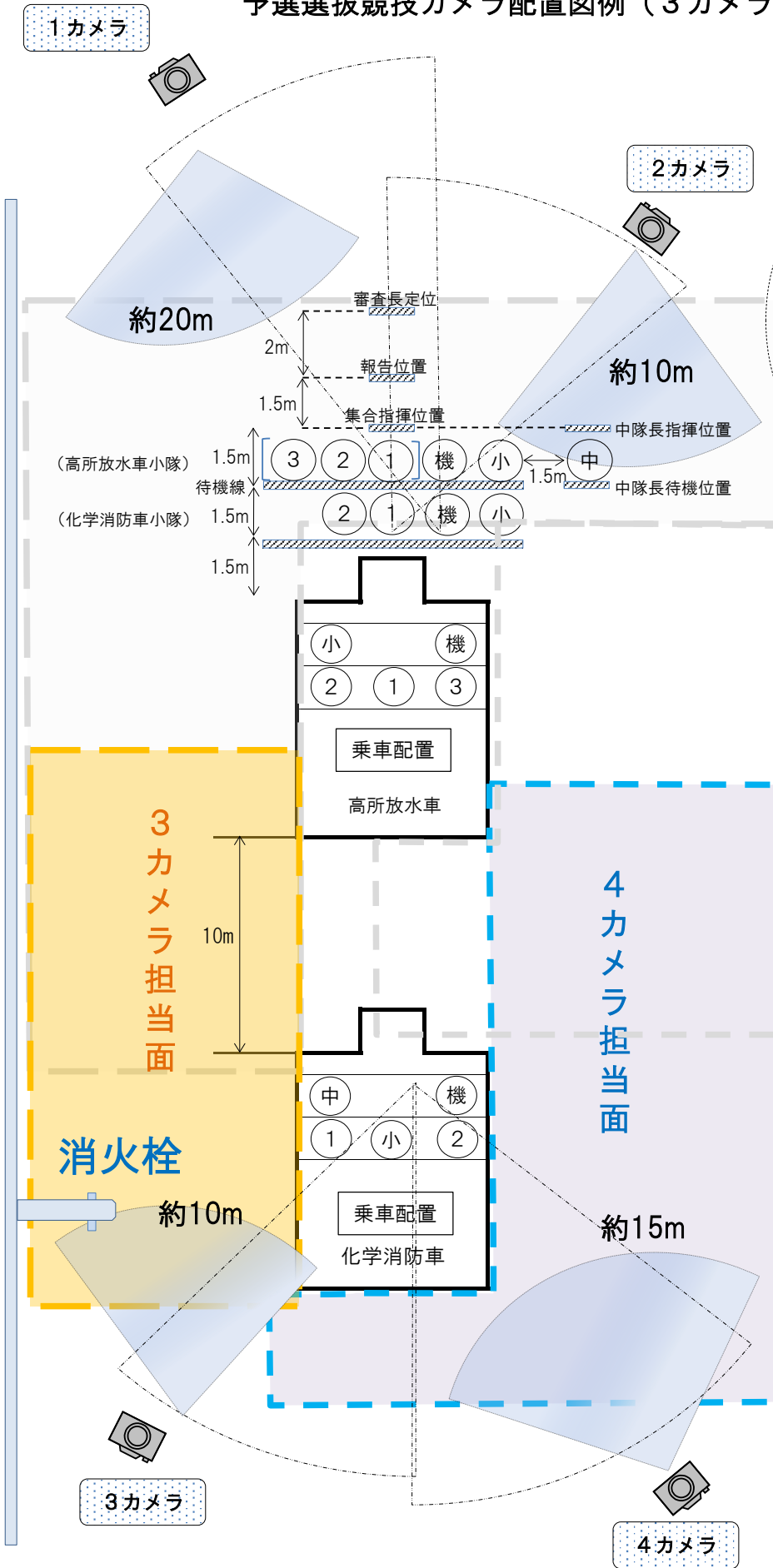
- ・全てのカメラは、地上から高さ1.5m程度の位置に三脚等により固定して撮影すること。
- ・4台のカメラは、2台の車両に対し前方に2台、後方に2台の位置に設置することとし、下記の事項を満たすように調整し配置すること。
- ・左図における各カメラ担当面は、おおよそのものであり、4台トータルで死角が発生しないよう相互補完的な位置関係に設置するものとする。

【1カメラ・2カメラ】

- ・1カメラは高所放水車フロント中心部分から約20m離れた位置に設置し、おおよそ左図の担当面部分を撮影するものとする。開始報告、待機線、集合指揮位置、報告位置、中隊長指揮位置、中隊長待機位置に立つ隊員等が全て写り、かつ継続的な放水が確認できるよう配置するものとする。
(必ずしもノズル及び想定火点は写らなくともよい。)
- ・2カメラは高所放水車フロント中心部分から約10m離れた位置に設置し、おおよそ左図の担当面部分を撮影するものとする。
- ・1カメラ・2カメラは、常にどちらかが中隊長を写すことができるよう相互補完的な位置に配置すること。
- ・1カメラ・2カメラのどちらかにより、放水塔及びノズルをリモコン操作する機関員も撮影できる位置に配置すること。
- ・左図において想定火点を車両の反対側に設置する場合は、1カメラと2カメラの位置を入れ替える。

予選選抜競技カメラ配置図例（3カメラ・4カメラ）

別図2-2



【共通】

- ・全てのカメラは、地上から高さ1.5m程度の位置に三脚等により固定して撮影すること。
- ・4台のカメラは、2台の車両に対し前方に2台、後方に2台の位置に設置することとし、下記の事項を満たすように調整し配置すること。
- ・左図における各カメラ担当面は、おおよそのものであり、4台トータルで死角が発生しないよう相互補完的な位置関係に設置するものとする。

【3カメラ・4カメラ】

- ・3カメラは化学消防車フロント中心部分から約10m離れた位置に、4カメラは泡原搬フロント中心部分から約15m離れた位置に設置し、おおよそ左図の担当面部分を撮影するものとする。
- ・化学消防車における各種模擬操作、送液のためのホース結合及び広く高所放水車での活動が確認できる位置に配置すること。
- ・必ずしも化学消防車の車両そのものを画面内に収める必要はなく、上記の条件を満たしたうえで、1カメラ・2カメラと相互補完的な位置関係に設置するものとする。
- ・左図において想定火点を車両の反対側に設置する場合は、3カメラと4カメラの位置を入れ替える。